

佐野市環境基本条例

平成23年3月23日

条例第10号

佐野市は、古く万葉集に詠われた秀麗な三叡山や安蘇の河原、戦国時代の唐沢山城跡に代表されるように、緑豊かな森林や清流、数多くの文化遺産に恵まれ、この美しい自然環境は、訪れる人々に潤いとやすらぎを与えている。

しかしながら、高度化する社会の進展に伴い、私たちの暮らしも大きく変化し、いつしか、自然の恵みの尊さを見失いがちとなった。気付けば、地球温暖化という人類の危急にして、大変困難な問題に直面している。

「真の文明ハ 山を荒さず 川を荒さず 村を破らず 人を殺さざるべし」この信念を貫いた「田中正造」は、環境問題の先駆者であり、郷土の誇りである。

今、正に、この言葉から私たちの生活の在り方が地球環境に深くかかわっていることを想起し、一人一人の知恵と努力、参加と協働によって持続可能な社会を形づくり、かけがえのない自然環境を未来に継承していくため、新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、環境の保全及び創造に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する者（以下「滞在中」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 循環型社会 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第1項に規定する循環型社会をいう。

- (3) 低炭素社会 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の量の少ない産業及び生活様式が構築された社会をいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (6) 循環資源 循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会及び低炭素社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者、市民及び滞在者の公平な役割分担の下で相互に連携しつつ、適切に行われなければならない。

4 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の区域内の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全及び創造に関する理解を深めるために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となることを抑制すること。

(2) その事業活動に係る製品その他の物が循環資源となった場合には、これについて適正に循環的な利用（循環型社会形成推進基本法第2条第4項に規定する循環的な利用をいう。以下同じ。）が行われること。

(3) 循環的な利用が行われない循環資源については、その適正な処分が図られること。

(4) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在期間において、環境への負

荷の低減に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 第4条第1項の施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、里地、里山、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (5) 潤いのある都市の景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保全及び活用を図ること。
- (6) エネルギーの有効利用、循環資源の循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理の促進を図ること。
- (7) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定等)

第9条 市長は、第4条第1項の施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、佐野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

(報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき講じた施策の実施状況を明らかにするために報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成の措置)

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第14条 市は、事業者、市民及び滞在者が環境の保全及び創造についての理解を深めるため、家庭、学校、事業所等において、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が市の施策と連携し、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の支援を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するため、環境の状況その他の必要な事項について調査研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、その機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、事業者、市民及び民間団体等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全に対する市の責務)

第21条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、地球環境保全を推進するため、地球環境の状況その他の地球環境保全に関する必要な情報を適切に提供しなければならない。

(地球温暖化防止に対する市の責務)

第22条 市は、地球温暖化防止のための総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地球温暖化防止に対する事業者等の責務)

第23条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 滞在者は、その滞在期間において、温室効果ガスの排出の量を削減するた

めに必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、市長の附属機関として、佐野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 環境の保全に関し学識経験のある者

(2) 市議会の議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民生活部の所管に属する事務を担当する副市長

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(佐野市環境審議会条例の廃止)

2 佐野市環境審議会条例(平成17年佐野市条例第154号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する佐野市環境基本計画は、第9条第1項の規定により定められたものとみなす。

4 附則第2項の規定による廃止前の佐野市環境審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第1条の規定により置かれた佐野市環境審議会は、第24条

第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命された佐野市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第24条第4項の規定により審議会の委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命された佐野市環境審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。